

## 令和3年度深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就職活動している者（以下「求職者」という。）を新たに雇い入れする事業者（以下「事業者」という。）に対し、雇用を維持するための経費の一部を助成し、もって雇用の安定確保及び人材育成を図ることを目的とする深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「月額人件費」とは、被雇用者の給料月額と法定福利費の事業主負担額の合計額をいう。

### (助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深浦町に事業所を有すること。
- (2) 求職者の雇い入れを開始し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、雇用することが確実であると認められること。
- (3) 被雇用者を雇用保険に加入させること。
- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 深浦町暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者。

### (助成金の額及び交付対象期間等)

第4条 助成金の交付月額は、雇い入れた求職者1人につき月額人件費に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）とし、上限を85,000円とする。

2 助成金の交付対象期間は、令和3年4月から令和4年3月末までとする。

(交付の申請)

第5条 事業者は、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 雇い入れた求職者が、新型コロナウイルスの影響により雇用が失われたことを証明する書類

(2) 雇用契約書等の写し

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 第4条に規定する月額人件費がわかる書類

(5) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付(不交付)を決定し、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知書をもって、交付の額の確定通知とみなすものとする。

(助成金の請求)

第7条 事業者は、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金請求書(様式第3号)により、町長に提出するものとする。

2 町長は、助成金請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 事業者は、交付対象期間の3箇月毎に被雇用者の勤務状況を確認できる書類を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、交付対象期間が終了後、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定

支援助成金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、実績を報告するものとする。

- (1) 人件費として負担したことを確認できる書類
- (2) 被雇用者名簿、賃金台帳、出勤明細の写し等
- (3) 被雇用者の雇用保険の加入記録を確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の返還)

第10条 町長は、次に該当する場合は、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金返還通知書(様式第5号)により、助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるとき。
- (2) 助成金の交付対象期間に雇用の実績が消滅したとき。
- (3) 助成金の交付月額が実際に負担した月額人件費の2分の1を超えるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

深浦町長 様

法人名  
代表者

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付申請書

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 助成金内訳

番号	氏名	雇入れ日	交付月額及び対象期間	交付申請額
1			円× 箇月	円
2				
3				
4				
5				
合 計				

[添付書類]

- (1) 雇い入れた求職者が、新型コロナウイルスの影響により雇用が失われたことを証明する書類
- (2) 雇用契約書等の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 第4条に規定する月額人件費がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

文 書 番 号  
年 月 日

様

深浦町長

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金については、下記のとおり決定（不交付）することに決定したので通知します。

記

- 1 決定の内容  交付  
 不交付  
(不交付とした理由)

2 助成金決定交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

深浦町長 様

法人名  
代表者

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金について、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関・店名	
預金種類	普通・当座
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

年 月 日

深浦町長 様

法人名  
代表者

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金実績報告書

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績報告について、関係書類を添えて提出します。

記

1 助成金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 助成金内訳等

番号	氏名	交付月額及び対象期間	助成金交付額	人件費総額
1		円× 箇月	円	円
2				
3				
4				
5				
合 計			円	円

[添付書類]

- (1) 人件費として負担したことを確認できる書類
- (2) 被雇用者名簿、賃金台帳、出勤明細の写し等
- (3) 被雇用者の雇用保険の加入記録を確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第5号（第10条関係）

文 書 番 号

年 月 日

法人名

代表者

様

深浦町長

深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金返還通知書

年 月 日付で交付決定通知した助成金について、深浦町新型コロナウイルス対応雇用安定支援助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり助成金を返還するよう通知します。

記

1 助成金の返還額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 返還額内訳

番号	氏 名	返還月額及び対象期間	助成金返還額	備 考
1		円× 箇月	円	
2				
3				
4				
5				
合 計			円	

3 返還事由